

勤労青少年年福祉法等の一部を改正する法律案要綱

第一 勤労青少年年福祉法の一部改正関係

一 題名

勤労青少年年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改めること。（題名関係）

二 目的

この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、もつて福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とするものとすること。（第一条関係）

三 関係者の責務等

1 事業主は、青少年について、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に發揮することができるよ

うに努めなければならないものとすること。 （第四条第一項関係）

2 職業紹介事業者、募集受託者、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならないものとすること。 （第四条第二項関係）

3 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないものとすること。また、地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、必要な施策を推進するよう努めなければならないものとすること。 （第五条関係）

4 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないものとすること。 （第六条関係）

5 厚生労働大臣は、1、2及び4に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処す

るために必要な指針を定め、これを公表することとすること。

（第七条関係）

四 青少年雇用対策基本方針

1 厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めるものとすること。（第八条第一項関係）

2 青少年雇用対策基本方針においては、青少年の職業生活の動向に関する事項、青少年の適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等を定めるものとすること。（第八条第二項関係）

五 職業指導等

公共職業安定所は、青少年の適職の選択を可能とするため、職業経験がないこと、学校を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとすること。（第九条関係）

六 求人の不受理

公共職業安定所は、求人者が学校の学生又は生徒であつてこれを卒業することが見込まれる者等（以下「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした求人（以下「学校卒業見込者等求人」という。）の申込みをする場合において、その求人者がした労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に關し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、職業安定法第五条の五の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことができるものとすること。（第十一條関係）

七 国と地方公共団体の連携

国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるように努めなければならないものとすること。（第十二條関係）

八 青少年雇用情報の提供

1 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集（以下「学校卒業見込者等募集」という。）を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集

及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他
の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「青少年雇用情報」とい
う。）を提供するよう努めるとともに、学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒
業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならないものとすること。（第十三条関
係）

2 求人者は、学校卒業見込者等求人の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹
介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するよう努めるとともに、その申込みをした公共職業安定
所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求
めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならないものとすること。（第十四条関係）

九 基準に適合する事業主の認定等

1 厚生労働大臣は、事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下のものに限る。）からの申請に基
づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職
場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令

で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができるものとすること。 （第十五条関係）

- 2 1の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類等に厚生労働大臣の定める表示を付することができることとし、何人もこの場合を除くほか、商品等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとすること。 （第十六条関係）

- 3 厚生労働大臣は、認定事業主が1の基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又は不正の手段により1の認定を受けたときは、その認定を取り消すことができるものとすること。 （第十七条関係）

- 4 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しないものとすること。 （第十八条関係）

国は、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用の促進、キャリアコンサルタントによる相談の機会の付与、職務経歴等記録書の普及の促進その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならないものとすること。（第二十一条関係）

十一 職業生活における自立促進のための措置

1　国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であつて、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（以下「無業青少年」という。）に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。（第二十二条関係）

2　地方公共団体は、1の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。（第二十三条関係）

関係）

3　公共職業安定所は、無業青少年に適職を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、職業経験その他の求人の条件について指導するほか、無業青少年を雇用し、又は雇用しようとする者に対し

て、配置その他の無業青少年の雇用に関する事項について、必要な助言その他の援助を行うことがで
きるものとすること。 (第二十五条関係)

十二 労働に関する法令に関する知識の付与

国は、学校と協力して、その学生又は生徒に對し、職業生活において必要な労働に関する法令に關す
る知識を付与するよう努めなければならないものとすること。 (第二十六条関係)

十三 事業主等に対する援助

国は、青少年の福祉の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の關係者に對して、必要な
助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないものとすること。 (第二十七条関係)

十四 報告の徵収並びに助言、指導及び勧告

厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者等、求
人者及び労働者の募集を行う者に對して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができ
るものとすること。 (第二十八条関係)

十五 相談及び援助

公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができるものとすること。（第二十九条関係）

十六 船員に関する特例等

船員に関する特例並びに国家公務員及び地方公務員の適用除外について所要の規定を設けること。（第三十三条及び第三十四条関係）

十七 その他

1 所要の罰則を設けること。（第三十五条から第三十九条まで関係）

2 勤労青少年の日、都道府県勤労青少年福祉事業計画、勤労青少年福祉推進者、余暇の有効活用、勤労青少年ホーム及び勤労青少年ホーム指導員に関する規定を廃止すること。（現行第五条、第七条及び第十三条から第十六条まで関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 職業安定法の一部改正関係

公共職業安定所が学校と協力して行う職業指導及び職業紹介並びに学校が届出により行う無料職業紹介

の対象者に学校を退学した者を追加すること。また、公共職業安定所が学校その他の関係者と協力して職業の選択についての学生又は生徒の关心と理解を深めるために講ずる措置として、キャリアコンサルタントによる相談の機会の付与を追加すること。（第二十六条第一項及び第三項並びに第三十三条の二第一項関係）

第三 職業能力開発促進法の一部改正関係

一 基本理念

労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとすること。（第三条の二関係）

二 職務経歴等記録書の普及

国は、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする職務経歴等記録書の様式を定め、その普及に努めなければならないものとすること。また、国は、その様式を定めるに当たっては、青少年の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮するものとすること。（第十五条の四関係）

三 キャリアコンサルタント

- 1 「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいうものとすること。（第一条第五項関係）
- 2 事業主が必要に応じ講ずる措置として、労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能等の事項に関し、キャリアコンサルティングの機会の確保その他の援助を行うことを追加すること。（第十条の三第一号関係）
- 3 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とするものとすること。（第三十条の三関係）
- 4 キャリアコンサルタント試験は厚生労働大臣が行うものとし、厚生労働大臣の登録を受けた法人に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務を行わせることができるものとすること。また、登録の要件その他所要の規定を設けること。（第三十条の四から第三十条の十八まで関係）
- 5 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、キャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる

ものとし、その登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、効力を失うものとすること。また、厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者に、キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務を行わせることができるものとともに、指定の要件その他所要の規定を設けること。（第三十条の十九から第三十条の二十六まで関係）

6 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならないものとすること。また、キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとすること。（第三十条の二十七関係）

7 キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないものとすること。（第三十条の二十八関係）

8 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアコンサルタントによる相談の機会の確保その他の援助を行うように努めなければならないものとすること。（第二十二条第四項関係）

四 職業訓練の実施に関する計画策定における意見聴取

厚生労働大臣は、国が設置する公共職業能力開発施設が行う職業訓練等の実施に関する計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聞くものとすること。 （第十五条の八第二項関係）

五 職業能力検定

1 技能検定の実技試験の実施方法について、検定職種ごとに厚生労働省令で定めるものとすること。

（第四十四条第四項関係）

2 厚生労働大臣は、職業能力検定の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとすること。 （第五十条の一関係）

六 その他

1 所要の罰則を設けること。 （第九十九条の二から第百条の一まで、第一百二条、第百五条及び第百五条の二関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十七年十月一日から施行すること。ただし、第一の三の1の一部、六及び八は平成二十八年三月一日から、第一の十の一部及び十一、第二の一部並びに第三の三、五及び六（2の一部を除く。）は平成二十八年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二条関係）

三 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第三条から第十四条まで及び第十六条から第十九条まで関係）

四 厚生労働省設置法の一部改正

係)

職業能力開発に係る都道府県労働局の事務分掌に関する規定を整備すること。

(第二十一条第一項関